

代理店経営情報

シンニチ代理店版

「足下の敵」攻撃の原則を要する

前回は、ランチェスター戦略の最重要となる結論といっても過言ではない「ナンバードメイン」について...

入状況を教えて頂いて、お客様との直近下位に位置する他社代理店を把握し、ミート戦略を基本に攻撃を...

割合方式のため保険料の額によって変動するためです。直近下位の他社代理店が明確になれば、2つの対策が必要になります。

「足下の敵」攻撃の原則は「地域」版顧客「商品のカテゴリー」において、それを直近下位にある他社代理店を攻撃目標に定め、ミート戦略(差別化を押し込

「足下の敵」攻撃の原則は「地域」版顧客「商品のカテゴリー」において、それを直近下位にある他社代理店を攻撃目標に定め、ミート戦略(差別化を押し込

「足下の敵」攻撃の原則は「地域」版顧客「商品のカテゴリー」において、それを直近下位にある他社代理店を攻撃目標に定め、ミート戦略(差別化を押し込

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

セブンスターズコンサルティング株式会社 代表取締役 佐々木 篤史 シニアコンサルタント 平野 芳生

ランチェスター販売戦略、情報提供型の購買心理学を基にした確証型セールス、営業スキル研修の3つの柱を基に...

「足下の敵」攻撃の原則は「地域」版顧客「商品のカテゴリー」において、それを直近下位にある他社代理店を攻撃目標に定め、ミート戦略(差別化を押し込

「足下の敵」攻撃の原則は「地域」版顧客「商品のカテゴリー」において、それを直近下位にある他社代理店を攻撃目標に定め、ミート戦略(差別化を押し込

離婚者に係る相続問題

後妻に知られずに先妻との子に財産を

Q 私は、先妻との間に娘が1人います。後妻との間には長男がいます。娘は定期的に私と会っていますが、後妻や長男との付き合いはまったくありません。私に万が一のことがあった場合、内気な娘のことですがる言われるままに遺産分割されてしまいたいそうです。生命保険金は受取人固有の財産だと聞いたのですが、何か最善策はないものでしょうか。

■固有の財産だが遺産分割時に申し出が必要 A まず、相続財産を特定の者に渡す一般的な方法として遺言があります。しかし、遺言で示されなかった遺贈者以外の相続人からすると、決して心穏やかなものでないことは確かでしょう。ましてや先妻との娘は内気であり、それを幸いに後妻家族が攻勢に出ないとも限りません。そこで生命保険の出番で、生命保険金は受取人固有の財産であることから、特段の事情がない限り、受取人以外の者に支払われることも他の者と分ち合うこともありません。

Q ①のケースでは、死亡保険金はみなし相続財産とされ、遺族間で生命保険金を含めた遺産分割協議書を作成しようとなったときはその提出を求められる可能性があります。もちろん、この保険金は受取人固有の財産ですから他の相続人と分割する必要はありません。生命保険金の存在を他の相続人に知られて問題ないのならこの方法でも構いませんが、これはご質問者が求めているものではありません。娘が保険金を取得することの一切を他の相続人、すなわち後妻、長男に知られずに渡すことが最善なわけですが、そうなりますと、贈与税、所得税に絞られてきそうです。しかし、ご質問者が保険契約者・被保険者である限りはこのパターンは残念ながら採用することは難しいです。②の贈与税の対象とするには、ご質問者以外の者が保険料負担者でなければならず、これではご質問者と娘以外の者にこの生命保険契約の存在が知られてしまいます。

■保険料贈与行えば保険金は受取人の一時所得に 次に、③の所得税(一時所得)の対象とするには娘自身が保険料負担者でなければなりません。しかし、ご質問者の希望に沿えるのはこの契約形態といえます。この保険料をご質問者からの贈与により支払えば、娘が契約者・保険金受取人、ご質問者が被保険者とする契約形態、すなわち死亡保険金が所得税の対象となる契約が成り立ち、所得税の申告をするにも娘自身が行えば誰にも知られることなく財産移転が可能になってきます。

知ってトクする -997-

税務情報



契約形態別による死亡保険金の課税関係

Table with 4 columns: 契約者(保険料負担者), 被保険者, 死亡保険金受取人, 課税関係. It lists three scenarios: 1. A (contractor) pays for A (insured), B (beneficiary) receives death insurance, subject to inheritance tax. 2. A (contractor) pays for B (insured), C (beneficiary) receives death insurance, subject to gift tax. 3. A (contractor) pays for B (insured), A (beneficiary) receives death insurance, subject to income tax.

(注)①相続人が取得したときは、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠の適用あり。②受取保険金から贈与税の基礎控除110万円を控除した金額に税率を乗じる。③受取保険金から支払保険料総額と特別控除50万円を差し引いた金額が一時所得。他の所得と合算するときはその2分の1を算入する。

保険料贈与に際しては、贈与税の年間の基礎控除限度である110万円を超える贈与を行った場合には贈与税の申告をしなければなりません。これ以下であれば贈与税はかかりません。また、毎年の贈与は定期贈与としてまとめて課税されることもありますが、保険料に係る贈与の場合は通常定期贈与とせず、この点も生命保険活用のメリットが大きいといえます。

さらに、ご質問者は相続税が均かあるほどの財産を所持しているため、毎年贈与を行うことによってこれを目減りさせることにもつながり、両得です。そして何より、娘が取得する死亡保険金は一時所得として誰にも知られることはなく、ご質問者の第一の目的も達成できることとなります。